



自転車の『ながらスマホ』と『酒気帯び運転』の罰則強化！



道路交通法の改正により、11月1日に自転車の『ながらスマホ』と『酒気帯び運転』の罰則が強化され、違反すると懲役または罰金が科せられます。

自転車の交通事故は、全交通事故の約2割

警察庁の統計によると、2023年中の自転車が第1当事者または第2当事者となった交通事故（自転車関連事故）は前年より2,354件増加の72,339件で、全交通事故に占める割合は23.5%となっています。

自転車関連事故の件数は減少傾向にありましたが、2021年に増加に転じたほか、全交通事故に占める割合も2016年の18.2%から年々増加しています。

そして、自転車の『ながらスマホ』が事故につながった件数も年々増加しています。

ながらスマホ、6カ月以下の懲役または10万円以下の罰金が
では、どのような行為がながらスマホとなるのでしょうか。

- ・自転車で乗っている時に通話をする。
- ・自転車で乗り、スマホを手で持ちながら地図の画面をじっくり見て道順を確かめる。

これが「ながらスマホ」、罰則の対象です。もちろん地図だけではなく、SNSやメッセージアプリの使用でも同じです。6カ月以下の懲役または10万円以下の罰金が科せられます。

さらに、運転中のながらスマホで事故を起こした場合、もっと重い罰則（＝最大1年以下の懲役または30万円以下の罰金）が科せられます。

酒気帯び運転は3年以下の懲役または50万円以下の罰金

また、自転車の酒気帯び運転も罰則が整備されました。

自転車の交通事故における死亡、重傷事故率を見ると、自転車の運転者が酒気帯び運転であった交通事故のうち、およそ30%が死亡、重傷事故でした。

これは、飲酒をしていない人のほぼ2倍となっています。

お酒を飲んで自転車を運転した場合、3年以下の懲役または50万円以下の罰金が科せられます。

お酒を飲んだ人に自転車を貸す行為も、酒気帯び運転をした人と同等の罰則が科せられます。

加えて、自転車で乗ることを知りながら運転者にお酒を提供するなどの行為は、2年以下の懲役または30万円以下の罰金が科せられることになりました。

自動車と同様、自転車で乗るときは飲酒は絶対禁止です。

自転車は時に危険な凶器となり得ます。

ぶつかった相手が大きなけがをしたり、死亡したりする事故も発生し、数千万円の損害賠償を求められた事例もあります。

自転車のながらスマホや酒気帯び運転は非常に危険な行為です。自転車だから大丈夫といった思い込みは絶対にやめましょう。

以上